

# しいたけの品質表示Q & A

昨今、食品の偽装表示が社会問題化し、品質表示に対する関心が高まっています。

しいたけについても、JAS法に基づく表示基準により品質表示が義務づけられています。

以下に、品質表示に関する主な疑問についてまとめましたので参考にしてください。

詳しくは、林務課 普及グループまで、お問い合わせください。

## 生しいたけについて

質 問	答 え
生しいたけの原産地表示はどのようになっていますか。	原産地については都道府県名又は市町村名、その他一般的に知られている地名を記載することになっています。 栽培地と選別・出荷場所が異なる場合は生産された県を原産地として表示されています。
輸入された原木や菌床を使用して生産を行った場合の表示はどのようになっていますか。	しいたけの原産地は、原木又は培地に植菌後、複数の産地で育成させた場合、植菌時点からそのしいたけの採取時点までの間で、最も育成期間の長い場所を原産地と考えることになっています。(いわゆる「長いとこルール」)これは輸入品だけでなく国産品についても同様です。したがって、一つの植菌原木又は菌床から複数回の採取を行う場合は、最初に採取されたしいたけとその後に採取されたしいたけの原産地が異なる場合があります。
生しいたけは、菌床・原木などの栽培方法を表示しなければなりませんか。	平成18年度に制定されたしいたけ品質表示基準によって、原木・菌床などの栽培方法を表示しなければなりません。原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものは、重量の多いものの順に表示しなければなりません。
生しいたけなど生鮮食品には、なぜ賞味期限や採取年月日の表示がないのでしょうか。	品目によって賞味期限が大きく異なることと、消費者が商品の鮮度を直に判断できるように販売されていることから、賞味期限や採取年月日の表示は義務づけられていません。

## 生しいたけの表示例

<p>生しいたけ(菌床)</p> <p>愛知県</p>	<p>・・・名称と栽培方法を明記 「生しいたけ(菌床)」「生シイタケ(原木)」「生椎茸(菌床・原木)」等と記載する。</p> <p>・・・原産地を明記 原産国名、都道府県名又は市町村その他一般的に知られている地名を記載する。</p>
-----------------------------	--

# 乾しいたけについて

質問	答え
乾しいたけの一括表示事項欄には何を記載することになっていますか。	①名称、②原材料名、③内容量、④賞味期限（品質保持期限）、⑤保存方法、⑥製造業者等（輸入品は輸入業者）の氏名又は名称及び住所、⑦国内での加工の場合は原料原産地名、⑧輸入品の場合は原産国名の表示が義務づけられています。
原材料名に「原木」とか「菌床」を表示することになっていますか。	国産、外国産を問わず原材料名に「原木」とか「菌床」の違いを記載することになっています。
「特選」、「特撰」と表示されているものは、客観的な基準がありますか。	乾しいたけ品質表示基準における表示禁止事項は、①「名産」の用語②品評会等で受賞したかのように誤認させる用語とされています。したがって、「特選」等の用語は製造者の責任で表示されるもので客観的な基準はありません。
外国産乾しいたけを、原産地で選別包装したものは、どのように表示されていますか。	一括表示事項欄に原産国名の記載が義務づけられていますので、原産国名の欄に、加工した国名が表示されています。
輸入乾しいたけを日本で選別包装されたものは、どのような表示がされていますか。	日本国内で選別包装された場合でも、乾しいたけの内容を実質的に変更する行為を行っていないため乾しいたけの輸入先の国名が原産国名欄に表示されています。
輸入した生しいたけを国内において乾燥した場合は、どのように表示されますか。	国内で乾しいたけを製造していることとなるため、原産国名の表示義務はなくなります。 ただし、原料原産地名の表示義務が発生しますので、原料原産地名の欄に、生しいたけを輸入した国名が記入されています。
「無農薬栽培」、「健康食品」と表示されているものがあるが、問題はないですか。	「健康食品」については、健康食品であることの説明があれば、表示することができます。 しかし、「無農薬栽培」、「有機栽培」、「天然栽培」、「自然栽培」を表示することはできないと判断されます。

## 乾しいたけの一括表示事項欄の記載例

一般的な国産品の表示の例		原産地で加工された輸入品の例	
名 称	乾しいたけ	名 称	乾しいたけ
原 材 料 名	しいたけ（原木）	原 材 料 名	しいたけ（菌床）
原料原産地名	愛知県	内 容 量	100g
内 容 量	100g	賞 味 期 限	平成28年9月
賞 味 期 限	平成28年9月	保 存 方 法	直射日光を避け、湿度の低いところに保存する
保 存 方 法	直射日光を避け、湿度の低いところに保存する	原 産 国	中国
製 造 者	〇〇県〇〇郡〇〇町 □□食品株式会社	製 造 者	〇〇県〇〇郡〇〇町 □□食品株式会社